

『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』等に基づく公表資料

1. 基金の概要（平成18年度）

基金の名称 （見直し対象となっている融資等業務（※1）の事業名）	債務保証基金
法人名	財団法人産業廃棄物処理事業振興財団
基金額（国庫補助金等相当額）	3,320,377,590 円（2,487,622,598 円）（平成18年4月1日現在）
基金事業の概要 （見直し対象となる融資等業務（※1）を行っている場合は、その概要）	産業廃棄物処理施設整備等事業に必要な資金借入の債務保証

2. 見直し結果（平成18年度）

項目	講ずる措置
実施した見直しの概要（平成18年12月24日行政改革推進本部決定における措置内容等（※2））	今後とも基金基準に適合するよう指導監督を実施
基金事業を終了する時期	法律を受けて実施される事業であって事業を終了する時期について法律に特段の定めがない基金事業に該当するため、当該事業については終期を設定しない。
次回の見直し時期	次回見直しは平成21年度までに実施する。
基金事業の目標	循環型社会構築のため、平成15年度で約3千万トンの産業廃棄物最終処分量を平成22年度において約2千万トン程度（循環基本計画における目標）まで減少させることを目標とする。 注）循環基本計画は平成19年度より見直しを行うこととしている。
目標達成度の評価	—
基金の保有割合	算出した保有割合は、1.9であった。算出に用いた方式及び数値については、以下の通りである。
基金の保有割合の算出	（算出に用いた方式） 保有割合＝直近年度末の基金額×基金保有額に対する債務保証限度額の倍率÷（債務保証残高＋債務保証見込額＋損失引当金等＋管理費） （算出に用いた数値） 直近年度末の基金額：平成17年度末の基金額：3,320百万円 債務保証残高：平成17年度末の債務保証残高：5,987百万円 債務保証見込額：7,250百万円 損失引当金等：495百万円 管理費：54百万円
使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果（※3）	使用見込みの低い基金等の該当の有無 有・無
	〔有の場合〕該当する理由（基準3（4）ア【基準】の①～⑤のいずれかに該当するかを記載） 該当なし
	（使用見込みの低い基金等に該当する場合の検討の結果） 該当なし
その他	なし

（※1）「見直し対象となる融資等業務」とは、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）」第14条第3号に該当する融資等業務のことをいう。

（※2）「補助金等の交付により造成した基金、公益法人の行う融資等業務及び特別の法律により設立される法人の見直し等について」（平成18年12月24日行政改革推進本部決定）

（※3）「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定）」の3（4）エに基づき検討した結果は、「使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果」欄に記載する。